

正誤訂正のお詫び

法律情報出版株式会社

『運行管理者試験関係法令・通知集』（2次改訂）に一部誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正させていただきます。

頁	段	行数	誤	正
六九	上	8	第二章 事業者(第四条―第四十七条) 第三章 運行管理者 第一節 運行管理者の選任等(第四十七条の二―第四十八条の四) 〔以下略〕	第二章 事業者(第四条―第四十七条の二) 第三章 運行管理者 第一節 運行管理者の選任等(第四十七条の三―第四十八条の四) 〔以下略〕
七〇	中	5	(乗車券) 第八条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運賃を収受したときは、少なくとも次の事項を記載した一定の様式の乗車券を発行しなければならない。 〔以下略〕	(乗車券) 第八条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運賃を収受したときは、少なくとも次の事項が記載され、又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録された一定の様式の乗車券を発行しなければならない。 〔以下略〕
七一	上	6行目後	第十条(領収証)に第2項を追加	(領収証) 第十条(1項省略) 2 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受した場合であつて旅客の求めがあつたときは、収受した運賃又は
七二	下	20	(点呼等) 第二十四条 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。 〔中略〕	(点呼等) 第二十四条 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。 〔中略〕

頁	七六		
段	下		
行数	5		
誤	<p>（消毒等） 第四十四条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車等を常に清潔に保持するほか、毎月少なくとも一回消毒を実施して、その旨を車内に表示しなければならない。</p>	<p>第四十七条の二（乗合旅客の運送の許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業者への準用）を追加。</p>	
正	<p>（事業用自動車の清潔保持） 第四十四条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車等を常に清潔に保持しなければならない。</p>	<p>（乗合旅客の運送の許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業者への準用） 第四十七条の二 第五条、第八条、第九条、第十二条、第十七条、第二十二項及び第四十二條第三項及び第四項の規定は、一般貸切旅客自動車運送事業者が法第二十一条第二号の規定による許可を受けて、路線を定めて定期に運行する事業用自動車により乗合旅客を運送する場合（行事等の事由による一時的な需要に応じて運行される場合を除く。）について準用する。</p> <p>2 前項の規定により第八条又は第二十七条の規定を準用する場合における当該許可に係る運送については、それぞれ第十条第一項又は第二十八条及び第二十八条の二の規定は適用しない。</p>	

頁	七七		
段	上		
行数	4	27行目 後	
誤	<p>（運行管理者の選任） 第四十七条の二（以下略） 第五十条（運転者）に第11項を追加。</p>		
正	<p>（運行管理者の選任） 第四十七条の三（以下略） 第五十条（1、10省略） 11 第五項の規定は、一般貸切旅客自動車運送事業者が法第二十一条第二号の規定による許可を受けて、路線を定めて定期に運行する事業用自動車により乗合旅客を運送する場合（行事等の事由による一時的な需要に応じて運行される場合を除く。）において、当該事業用自動車の運転者について準用する。この場合において、前項の規定は適用しない。</p>		